

入 札 公 告

条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 第 1 項及び福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）第 246 条第 1 項の規定により公告する。

令和 8 年 9 月 4 日

福島県喜多方建設事務所長 遠藤 恒司

1 入札に付する事項

(1) 買入れをする物品等の名称及び数量

令和 8 年度下半期自動車用燃料油単価購入契約

No.	品目	規格	予定数量（リットル）
1	軽油		33,000

(2) 契約期間 令和 8 年 10 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日

（土日、祝祭日も対応すること。）

(3) 納入場所

受注者の指定する給油所及び代行給油所において給油する。

さらに発注者の指定する場所へ配達の上、給油する。

(4) 適用公所

福島県喜多方建設事務所（福島県大峠・日中総合管理事務所を含む。）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。

(2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に、次のとおり登録されている者であること。

営業種目 「17 燃料・油脂類」

取扱品目 「1701 ガソリン・軽油」

(3) 福島県から現に物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていない者であること。

(4) 福島県内に本店又は支店・営業所等給油取扱所を有する者であること。

(5) 福島県喜多方建設事務所から半径 2 km 以内で、給油を従業員が行う給油所又は代行給油所を設けることができること。

(6) 喜多方市山都町内、耶麻郡西会津町内に給油所を設けることができること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の条件付一般競争入札参加資格確認申請書及び関係

資料（入札説明書による。）を郵送、持参又は電子メールにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期限 令和8年9月15日（火）午後5時まで

(2) 提出場所 郵便番号 966-0901 福島県喜多方市松山町鳥見山字下天神6番3号
福島県喜多方建設事務所総務部総務課 電話番号 0241-24-5710

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び期間

ア 場所 3に掲げる場所に同じ。

なお、入札説明書の交付は上記で行うほか福島県喜多方建設事務所ホームページにおいて公開する。

イ 期間 令和8年9月4日（金）～令和8年9月16日（水）

(2) 入札書の提出期限

ア 提出期限 令和8年9月24日（木）午後3時

イ 提出先 上記3（2）に同じ

5 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、入札説明書による。

6 入札者に要求される事項

この条件付一般競争入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県喜多方建設事務所長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

(1) 入札方法

入札書には、1リットルあたりの単価を記載すること。

この契約は、入札者が入札書に記載した金額を契約単価とし、代金の支払いは、契約単価から軽油引取税を差し引いた額に数量を乗じ（円未満切り捨て）、さらに当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（円未満切り捨て）に軽油引取税に数量を乗じて得た額（円未満切り捨て）を加えた額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税抜きの単価を記載すること。

(2) 落札者の決定の方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- (5) 本公告に関する問い合わせ先

福島県喜多方建設事務所総務部総務課

電話番号 0241-24-5710

電子メール kitakata.ken.soumuka.nyuusatsu@pref.fukushima.lg.jp